

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	戸建・低層住宅地区（古江台2丁目（1））
		地区の面積	約9.0ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（共同住宅及び住戸の数が3以上の長屋を除く。以下、「住宅」という。）</p> <p>(2) 住宅で学習塾その他これに類する用途を兼ねるものうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の3（第1号から第5号までを除く。）に定めるもの</p> <p>(3) 診療所（患者の収容施設があるものを除く。）</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5に定めるものを除く。）</p>
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>(1) 建築物等の形態又は色彩その他意匠については、周辺のまちなみとの調和を図るものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物を設置するときは、周囲の環境と調和するよう、設置場所、大きさ、色彩等に配慮しなければならない。</p>
垣又は柵の構造の制限		<p>道路に面する垣又は柵で建築物に附属するものは、この地区が戸建・低層住宅地区であることを踏まえ、できる限り圧迫感を与えることのないものであって、かつ、開放性を確保することができるものとする。</p>	
<p>(備考)</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p> <p>建築基準法（以下、「法」という。）第3条第2項の規定により建築物等の用途の制限の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、建築物等の用途の制限は、適用しない。</p> <p>(1) 増築又は改築がこの地区整備計画の決定の告示の日（以下、「告示日」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が告示日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。</p> <p>(2) 増築後の床面積の合計は、告示日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(3) 増築後の建築物等の用途の制限の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、告示日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。</p> <p>(4) 用途の変更を伴わないこと。</p>			

「区域は計画図表示のとおり」